

グレナダの入国規制措置（7月13日更新）

グレナダ政府は、新型コロナウイルス対策として実施中の入国規制措置を段階的に緩和し、7月15日からカリコム諸国からの国際線の受け入れを、また、8月1日からその他の地域を含む国際線の受け入れを再開する旨、以下のとおり発表しました。

1 全ての渡航者は、グレナダ政府 HP 内にある健康申告書の提出及び同国政府 接触追跡アプリ上での登録を行わなければならない。また、全ての渡航者は、検査費用等を含めた全ての渡航に係る費用を支払わなければならない。

（1）カリコム諸国からの渡航者（低リスク国）

カリコム諸国からの渡航者には、入国時に迅速抗体検査（Rapid Test）が課される。

- ・同検査が陰性の場合、宿泊施設への移動が許可され、自由に活動できる。
- ・同検査が陽性の場合、PCR 検査が行われ、渡航者の費用負担により、PCR 検査結果を受け取るまでの2日～4日の間、認可された施設での検疫措置となる。PCR 検査が陰性の場合、検疫措置が解除される。
- ・PCR 検査が陽性の場合には、14日間の隔離措置、あるいは、48時間以内に2回行われる同検査で陰性となるまで隔離される。

（2）カナダ、イギリス、EU 諸国からの渡航者（中リスク国）

カナダ、イギリス、EU 諸国からの渡航者は、以下の要件を満たす必要がある。また、検疫時の滞在先は、保健省の認可を得たものである必要があり（費用は渡航者負担）、自国民以外の渡航者は、新型コロナウイルスをカバーする旅行保険への加入、あるいは治療及び隔離措置に係る費用を自費負担する意思を示す必要がある。

- ・全ての渡航者は、出発前7日間以内に実施された PCR 検査陰性証明書を保持する必要がある。
- ・全ての渡航者には、空港到着時に迅速抗体検査（Rapid Test）が課される。
- ・同検査が陰性の場合、認可された宿泊施設への移動及び一定の制約下の活動が許可される。
- ・同検査が陽性の場合、PCR 検査が行われ、渡航者の費用負担により、PCR 検査結果を受け取るまでの2日～4日の間、認可された施設での検疫措置となる。PCR 検査が陰性の場合、検疫措置が解除され、宿泊施設への移動及び最大14日間まで一定の制約下での活動が認められる。
- ・同検査が陽性の場合には、14日間の隔離措置、あるいは、48時間以内に2回行われる PCR 検査で陰性となるまで隔離される。

(3) 米国からの渡航者（高リスク国）

チャーター便のみでの入国となり、14日間の検疫措置となる。また、検疫時の滞在先は、保健省の認可を得たものである必要があり（費用は渡航者負担）、自国民以外の渡航者は、新型コロナウイルスをカバーする旅行保険への加入、あるいは治療及び隔離措置に係る費用を自費負担する意思を示す必要がある。

- ・全ての渡航者は、出発前7日間以内に実施されたPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。
- ・全ての渡航者は、空港到着時あるいは到着48時間以内にPCR検査を受けなければならない。また、渡航者の費用負担により、PCR検査結果を受け取るまでの2日～4日の間、認可された施設での検疫措置となる。
- ・高リスク国からの全ての渡航者は、認可された国の施設で14日間の検疫措置となる。

2 モニタリング

全ての渡航者は、接触追跡アプリをダウンロードし、空港到着時に貸与される位置情報認識時計を身につけた上で、同アプリまたは関連機器の必要事項を遵守する必要がある、違反する場合には、法律により1,000東カリブドルの罰金、または1年の懲役となる。

3 関連費用

- (1) 1回目の必須の迅速抗体検査（Rapid Test）・PCR検査：無料
- (2) 追加の迅速抗体検査：30米ドル
- (3) PCR検査：150米ドル
- (4) 検疫措置費用：50米ドル

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：グレナダ政府 HP

<https://covid19.gov.gd/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail : ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。